

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年4月20日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 堀 江 則 之
同 飯 田 誠

- 1 監査実施箇所名
政策局政策総務部
- 2 監査実施日
平成23年8月31日（平成23年7月21日及び22日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、委託契約及び基本協定に基づいた個人情報保護に関する届出を受託者から受けていなかった。 (土地水資源対策課)	指導事項については、必要な届出に関する受託者への指導及び確認が不十分であったことによるものであり、速やかに受託者から届出をさせた。 今後は、このようなことがないよう、受託者に対して、適切な届出の指導徹底を図るとともに、チェックリストを作成し、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県高津県税事務所
- 2 監査実施日
平成23年2月21日（平成23年1月5日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年7月29日（神奈川県公報号外第51号）神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 物品管理事務において、寄付物品の受入れに当たり、取得手続を行っていない	指導事項については、神奈川県財務規則及び契約に基づく電話交換機の取得手続が

なかった。	漏れていたものであり、速やかに手続を完了した。 今後は、このようなことがないように、規則等の周知徹底を図るとともに、進行管理及び点検体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
-------	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県相模原県税事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 13 日（平成 23 年 3 月 1 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 税務事務において、換価代金等残余金を滞納者に対し交付するに当たり、神奈川県財務規則に定める文書による請求がないにもかかわらず、口座振込の方法により行っていた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、改めて口座の確認を行ったところである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図るとともに、関係職員による相互の確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県大和県税事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 22 日（平成 23 年 2 月 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 財産管理事務において、設置されていた看板について、神奈川県県有財産規則に基づく工作物台帳の補正が行われていなかった。</p>	<p>指導事項については、工作物台帳と現況との照合の不徹底によるものであり、当該看板については、平成 23 年 11 月 9 日付けで台帳に登載した。 今後は、このようなことがないように、神奈川県県有財産規則の周知徹底を図り、規則に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県自動車税管理事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 5 月 25 日（平成 23 年 2 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、雇用書に記載された雇用期間の範囲を超えて勤務させていた。</p>	<p>指導事項については、業務の繁忙期に当たったため、関係規定に基づく手順が遵守されなかったものであり、不適切な雇用であった。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の遵守を徹底するとともに、計画的な雇用を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県県央地域県政総合センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 26 日（平成 23 年 3 月 16 日及び 17 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、里地里山保全等促進事業補助金の交付決定に当たり、予算の再配当を受けずに行っていた。 2 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収に当たり、調定が 3 月を超えて遅れているものが 4 件あった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行については、事業所管課と経理担当が、予算の再配当の状況について互いに確認し合うべきところ、双方の連携が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、所内の関係各課で事務処理手順を明確化し、連絡・連携を密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、調定の進行管理及び担当者間の連携が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、

行政財産の目的外使用許可に関する調定時期の管理を徹底するとともに、担当者間の連携を密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県湘南地域県政総合センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 5 月 12 日（平成 23 年 3 月 8 日から 11 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理委託料の支払に当たり、産業廃棄物処理委託契約に反し、契約書で定めた単位・単価と異なる単位・単価により委託料を支払っていた。また、可燃物の処理費及び作業補助員費について契約書に定めがないまま支払っていた。</p> <p>(2) 消耗品代及び修理代に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあった。</p> <p>2 物品管理事務において、かながわ労働センター湘南支所に管理換えを行う備品の事務手続に当たり、神奈川県財務規則に基づく物品管理換送付書及び物品管理換受領書の作成及び送付が大幅に遅れていた。また、物品管理換送付書の日付を記載せずに送付していた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理委託契約書の定める単位・単価と異なる支払等については、契約内容の確認を怠ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書の条項を精査するとともに、複数の職員による契約内容の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 消耗品代及び修理代の支払遅延については、進行管理が適正に行われていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計管理システムを活用して、複数の職員により支出未済の有無を確認し、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、組織再編に伴う備品の管理換えに係る進行管理が適切に行われていなかったこと及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理を徹底し、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県湘南地域県政総合センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 10 月 5 日（平成 23 年 9 月 15 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 12 月 16 日（神奈川県公報定期第 2338 号）神奈川県監査委員公表第 21 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 財産管理事務において、看板等の取得及び処分の際に工作物台帳の補正を行っていない等、神奈川県県有財産規則等の規定に定められた事務処理を行っていなかった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県県有財産規則等の理解が不十分であったこと及び台帳と現況の照合が不徹底であったことなどによるものであり、速やかに台帳の補正等を行った。 今後は、このようなことがないよう、規則等の遵守を徹底するとともに、定期的に工作物の現状と台帳との照合を行い、より適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県西湘地域県政総合センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 3 月 24 日（平成 23 年 2 月 7 日から 10 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、督促状の発行に当たり、指定期限を誤って定めていた。 2 契約事務において、電子入札の執行に当たり、事務処理に著しい誤りがあった。 3 補助金交付事務において、神奈川県協力協約推進事業補助金の交付に当たり、状況報告の提出がなく、また、執行伺票の起案日を遡って作成していた。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、督促状の指定期限を読み誤ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解を深めるとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、入札事務の適正な執行方法の理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、入札に関する事務処理方法の周知を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 補助金交付事務については、神奈川県

	<p>財務規則及び交付要綱についての認識が不足していたこと及び所内の関係各課の連絡体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定等の周知徹底を図り、所内の関係各課の連絡・連携を密にするとともに、補助金ごとの進行管理表を作成し、進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県給与事務センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 8 月 5 日（平成 23 年 5 月 12 日及び 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>庶務事務において、平成 16 年度に小田原保健福祉事務所において認定した通勤手当 1 件、1 箇月当たり 2,400 円を過大に支給していた。</p>	<p>指導事項については、平成 23 年 6 月 28 日に本人から返納された。</p> <p>今後、給与事務センターの認定事業で同様の例が生じないように周知に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県統計センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 20 日（平成 23 年 3 月 15 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>支出事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払の期限を超えて支払っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、関係法規についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法規の一層の理解の徹底を図るとともに、複数職員による点検体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
安全防災局危機管理部
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 15 日（平成 23 年 6 月 15 日から 17 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、重要物品である環境放射線監視テレメータシステムの廃棄に当たり、備品出納簿等に記載していなかった。(危機管理対策課)</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、廃棄に際しての必要な手続の一部を怠っていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し物品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引き等に基づく手順を遵守し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立かながわ女性センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 3 月 17 日（平成 23 年 2 月 18 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、納付期限までに納付されなかった行政財産の目的外使用許可に伴う使用料について、督促状が発行されていないものがあった。 2 物品管理事務において、備品の使用に当たり、神奈川県財務規則に規定されている物品管理票を物品管理者に提出させていなかった。 3 歳計外現金事務において、所得税を納付期限後に納付しているものが 2 件あり、そのうち 1 件について、不納付加算税 6,000 円が徴収されて 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、収入状況の早期把握及び複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、神奈川県財務規則の理解が不足していたことによるものであり、速やかに物品管理票を提出させた。 今後は、このようなことがないよう、

いた。	<p>規則の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 歳計外現金事務については、納税意識が不足しており、納付すべき額を把握する受入予定一覧表の確認時期が適正でないなど、進行管理が不十分であったこと及び納付期限遵守に対する認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表の作成・確認及び複数職員による確認を行うなど、再発防止に努め、適正な事務執行に努めることとした。</p>
-----	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立青少年センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 8 日（平成 22 年 12 月 9 日及び 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>契約事務において、清掃業務委託ほか 6 件の委託業務の執行に当たり、契約書に定められた業務責任者及び作業者名簿を徴していなかった。</p>	<p>指導事項については、契約書記載の事項についての認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>平成 22 年度委託分については、各受託業者に作業者名簿等必要書類を求め、徴取した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約内容及び履行の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
環境農政局企画調整部
- 2 監査実施日
平成 23 年 8 月 18 日（平成 23 年 7 月 15 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 予算の執行において、定期刊行物</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置し</p>

<p>等の購入等に係る支出負担行為を遡って行っているものがあった。(経理課)</p> <p>2 支出事務において、正当な理由なく、補助金交付決定通知書に定められた交付期日後に支払っているものが3件あった。(かながわ農林水産ブランド戦略課)</p>	<p>た。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則にのっとり、正しい日付で会計事務処理がなされるべきところ、不十分な認識による誤った日付での起票がなされていたものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、規則の遵守について改めて周知徹底するとともに、複数の職員による事務の進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、補助金交付に係る事務の進行管理及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し複数の職員による進行管理を徹底するとともに、補助金の交付は補助金交付決定に基づいて行うという原則を改めて認識し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
環境農政局農政部
- 2 監査実施日
平成23年8月18日(平成23年7月12日から14日まで職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年11月4日(神奈川県公報号外第68号)神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 予算の執行において、歳出予算執行依頼票を作成・提出することなく定期刊行物等を購入していた。(農地保全課)</p> <p>2 予算の執行において、歳出予算執行依頼票を作成・提出することなくパソコンを賃借していた。(畜産課)</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則にのっとり、歳出予算執行依頼が漏れていたこと及び職員相互の確認体制が機能していなかったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、規則にのっとり、会計事務処理の徹底について改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を整え、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 予算の執行については、年度当初に必要な支出手続を失念してしまったこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、借用物品の使用料に関する履行確認表を</p>

作成し、それに基づき管理するとともに、複数の職員による進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県水産技術センター内水面試験場
- 2 監査実施日
平成 23 年 3 月 18 日（平成 23 年 2 月 8 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 予算の執行において、ブローポンプ整備工事に当たり、予算の再配当を受けてから半年近く工事の発注を行っておらず、執行時期が不適切であった。	指導事項については、事務が集中する時期に、ブローポンプに不調の兆候が見られなかったことから、整備の時期を慎重に見極めていたため、当該工事の執行が遅れたものである。 今後は、このようなことがないように、計画的な予算執行に努めるとともに、進捗状況を職員相互で確認するなど、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県西部漁港事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 2 日（平成 23 年 1 月 11 日及び 12 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 収入事務において、漁港区域公共空地占用料の調定に 3 月を超えて遅れているものがあつた。	指導事項については、過年度許可処分に係る調定漏れによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名

神奈川県立農業技術センターかながわ農業アカデミー

- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 4 日（平成 22 年 12 月 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予算の執行において、薬剤等の購入に係る支出負担行為を履行確認後に行っているものがあつた。2 支出事務において、消耗品の購入に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあつた。	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予算の執行については、適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令及び通知等を周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。2 支出事務については、進行管理が適正に行われていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員により支出未済を確認するなど、進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局企画調整部
- 2 監査実施日
平成 23 年 8 月 23 日（平成 23 年 7 月 19 日及び 20 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。(経理課)</p> <ol style="list-style-type: none">1 予算の執行において、定期刊行物の購入等に係る支出負担行為を遡って行っているものがあつた。2 支出事務において、次のとおり誤りがあつた。<ol style="list-style-type: none">(1) 電話回線使用料を支払期限後に支払ったため、延滞利息 32 円を支払っていた。(2) 神奈川県国民健康保険広域化等支援資金の貸付けに当たり、貸付	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予算の執行については、局内各課への歳出予算執行依頼票の作成・提出時期についての指導徹底及び適正な会計事務処理に対する認識が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守について改めて周知徹底するとともに、複数の職員による進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>先からの資金の請求書提出以前に貸付けに係る支払手続を始めていた。</p> <p>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 改修工事等の契約締結に当たり、適正な見積書を徴していないものがあった。</p> <p>(2) シンナー等薬物乱用防止啓発事業の委託に当たり、契約に基づく添付書類が不足しているにもかかわらず、支出手続を行っていた。また、薬務課からの歳出予算執行依頼が遅延したことにより、起案日を遡って執行伺票を作成していた。</p>	<p>2 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 電話回線使用料の支払遅延については、口座振替先の誤りに気づかず、支払日に振替ができなかったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、事業所管課に口座の記載のある書類添付を徹底させるとともに、複数職員による点検体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 請求書提出以前の支出手続開始については、貸付要綱の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、貸付要綱等の確認を確実にを行うとともに、執行伺から支払日までの日数を確保できるよう、進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 適正な見積書を徴していないものについては、財務関係通知の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、財務関係通知の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 添付書類が不足したままの支出手続及び起案日を遡った執行伺票の作成については、局内各課への歳出予算執行依頼票の作成・提出時期についての指導徹底及び適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守について改めて周知徹底するとともに、複数の職員による進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	---

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局企画調整部
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 20 日（平成 23 年 5 月 25 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、神奈川県病院事業会計に係る消費税及び地方消費税の平成 22 年度の申告税額の計算に当たり、9,078,000 円過大であった。(病院事業課)</p>	<p>指導事項については、消費税及び地方消費税の申告税額の計算において、特定収入の取扱いについての理解が不十分であったことによるものであり、確定申告の期限までに適正な申告書を再提出した。 今後は、このようなことがないように、消費税及び地方消費税の制度や関係法令の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局地域保健福祉部
- 2 監査実施日
平成 23 年 8 月 23 日 (平成 23 年 7 月 4 日及び 5 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日 (神奈川県公報号外第 68 号) 神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、正当な理由なく、補助金交付決定通知書に定められた交付期日後に支払っているものがあつた。(保健福祉人材課)</p>	<p>指導事項については、支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数職員による確認を行うなど、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局保健医療部医療課 (旧保健福祉部医療課)
- 2 監査実施日
平成 19 年 8 月 21 日 (平成 19 年 7 月 9 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 19 年 11 月 13 日 (神奈川県公報号外第 57 号) 神奈川県監査委員公表第 24 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 財産管理事務において、土地・建物の貸付に当たり契約書を作成していないものがあつた。</p>	<p>指導事項については、相手方との早期の有償譲渡を前提とした交渉期間として、その使用目的が医療業務に反しない限り使用を認めていたところ、長期にわたってしま</p>

ったものである。なお、当該土地・建物については、平成 23 年 4 月 21 日の県有財産売買契約書に基づいて有償譲渡した。
 今後は、神奈川県県有財産規則等に基づき、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局保健医療部
- 2 監査実施日
平成 23 年 8 月 23 日（平成 23 年 7 月 6 日から 8 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庶務事務において、公務出張に係る旅行命令を行っていないものがあった。(健康危機管理課) 2 被爆者健康手帳及び健康診断受診者証の印刷に当たり、総務局情報統計部文書課長の承認を得ることなく知事公印の印影刷り込みを行っていた。(保健予防課) 3 支出事務において、神奈川県国民健康保険広域化等支援資金の貸付けに当たり、貸付先から借用証書を提出させていなかった。(医療保険課) 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庶務事務については、旅費事務に関する基本的な理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、旅費の事前申請を徹底するとともに、出張に対応した旅費の申請の有無を随時確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 被爆者健康手帳及び健康診断受診者証の印刷については、神奈川県行政文書管理規程の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規程の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 支出事務については、貸付要綱に対する認識及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、改めて要綱の周知徹底を図るとともに、新たに文書收受記録簿を事前に作成し、要綱上の必要書類等について網羅し、複数の職員による相互の進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名

保健福祉局福祉・次世代育成部

- 2 監査実施日
平成 23 年 8 月 24 日（平成 23 年 7 月 11 日から 13 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 予算の執行において、歳出予算執行依頼票を作成・提出することなく定期刊行物を購入していた。(障害福祉課)	指導事項については、予算の執行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、定期刊行物の一覧表を作成し、複数職員による確認を行うなど、執行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局生活衛生部
- 2 監査実施日
平成 23 年 8 月 23 日（平成 23 年 7 月 14 日及び 15 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、シンナー等薬物乱用防止啓発事業の委託に当たり、執行伺票を含む書類を紛失するとともに、支出負担行為手続の経理課への依頼が遅れ、支出負担行為前に業務を履行させていた。(薬務課)	指導事項については、文書管理及び予算の執行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、書類の保管方法を見直し文書管理を徹底するとともに、予算執行に係る進行管理表を作成し、複数の職員により確認できる体制を整えることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 1 日（平成 23 年 2 月 22 日及び 23 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

--	--

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、平成 22 年度の電話交換業務委託の契約に当たり、低価格入札であるにもかかわらず、必要な落札者への確認を行わずに契約を締結した。また、契約書等に支払内訳を定めていなかったため、適切な支払金額が確認できなかった。</p>	<p>指導事項については、入札事務に対する理解不足及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、入札関係事務処理マニュアル等の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 3 月 16 日（平成 23 年 1 月 5 日及び 6 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 予算の執行において、民生委員児童委員活動費等負担金の支出に当たり、所属全体の支出計画額について必要な額の追加要求など所要の措置を講じていなかったため、交付基準により第 3 四半期に支出すべきところを第 4 四半期に入って支払っていた。</p>	<p>指導事項については、支出計画の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内の事業課と連絡を密にし、事業実施計画を精査の上、四半期ごとに必要な支出計画額を申請することとした。 また、計画を上回る事業の実施、あるいは、追加事業等が見込まれた場合は、本庁事業課と調整し追加の支出計画額を速やかに申請することとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県秦野保健福祉事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 25 日（平成 23 年 1 月 27 日及び 28 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p>

<p>1 予算の執行において、講演会の講師謝礼金に係る支出負担行為の時期を誤っていたものがあった。</p> <p>2 収入事務において、督促状の発行に当たり、督促状施行年月日を発送日より前の日付で発行しているものがあった。</p> <p>3 支出事務において、講演会の講師謝礼金について、履行確認後3月を超えて支払っているものがあった。</p>	<p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、神奈川県行政文書管理規程に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規程の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、複数の職員で進捗状況を把握することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立煤ヶ谷診療所
- 2 監査実施日
平成23年5月31日（平成23年2月4日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 支出事務において、単価契約をしていない品目の診療用医薬品代を、別途支出負担行為を行うことなく、単価契約した品目に併せて支出しているものがあった。</p>	<p>指導事項については、単価契約した品目か否かの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、発注に際し、単価契約した品目か否かについて、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立衛生看護専門学校
- 2 監査実施日
平成23年5月16日（平成23年1月21日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年7月29日（神奈川県公報号外第51号）神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

--	--

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、工事請負費の契約締結を支出負担行為前に行っていた。</p> <p>2 収入事務において、口座振替による授業料収入の納付期限が定められていなかった。</p>	<p>1 指導事項の予算の執行については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知と進行管理の徹底を図り、規則にのっとった適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県立衛生看護専門学校授業料口座振替収納事務取扱要綱を改正し、納付期限を明記するとともに、規則にのっとった適正な事務処理に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立よこはま看護専門学校
- 2 監査実施日
平成 23 年 6 月 7 日（平成 23 年 3 月 29 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、授業料の徴収に当たり、神奈川県財務規則に定める期限内に督促状を発行していなかった。</p>	<p>指導事項については、納付状況の確認に時日を要したことから、神奈川県財務規則に定める督促状の発行期限を遵守しなかったものである。 今後は、このようなことがないように、規則の遵守を徹底し、納付状況を速やかに確認するよう事務の改善を図るとともに、督促状発行事務に係る進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立平塚看護専門学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 4 月 20 日（平成 22 年 2 月 12 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、授業料徴収に当たり、納付期限を定めておらず、また、督促状の発行も行っていなかった。</p>	<p>指導事項の授業料徴収に当たり納付期限を定めていなかったことについては、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県立平塚看護専門学校授業料口座振替収納事務取扱要綱を改正し、納付期限について規定するとともに、神奈川県財務規則の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 また、督促状が未発行であったことについては、神奈川県財務規則の理解や、複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、納付状況の管理を複数の職員で行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県精神保健福祉センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 5 月 27 日（平成 23 年 1 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務において、平成 22 年度薬物を中心とした依存症家族講座の実施に当たり、決裁を受けずに講師を変更するとともに、受領に関する委任状を徴さずに関連する講師に謝礼金を支払っていた。 また、講師謝礼金のうち交通費相当額について、980 円を過少に支払っていた。 2 補助金交付事務において、平成 21 年度精神障害者家族会活動奨励補助事業の実施に当たり、額の確定を行 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務については、行政文書の取扱いの原則に対する認識が不十分であったこと及び講師等謝礼基準に対する理解が不足していたことによるものであり、講師謝礼金の過少分については、平成 23 年 8 月 25 日に本人に支払った。 今後は、このようなことがないように、行政文書の取扱いの原則の遵守を徹底するとともに、講師等謝礼基準の周知徹底を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>っていないかった。また、記載内容に誤りのある検査調書により履行確認をしていた。</p> <p>3 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行っていないものがあつた。</p> <p>4 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、誤った雇用書を交付していた。また、非常勤職員報酬3件、864円を過少に支給していた。</p>	<p>2 補助金交付事務については、事務処理手続の理解及び複数職員による確認が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、補助金の執行に関するマニュアルを作成し周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、進行管理及び確認体制が不十分であつたことによるものであり、速やかに許可手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、使用許可・貸付台帳による進行管理の一層の徹底を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>4 庶務事務については、非常勤職員の雇用に関する諸規定の理解及び確認体制が不十分であつたことによるものであり、速やかに正しい雇用書を交付するとともに、過少分については平成23年3月7日に本人に支払つた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係諸規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県小田原児童相談所
- 2 監査実施日
平成23年1月26日（平成22年12月13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年7月29日（神奈川県公報号外第51号）神奈川県監査委員公表第14号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。</p> <p>1 児童保護措置費自己負担金等の調定に当たり、納付期限が、神奈川県財務規則に定められた期限内に設定されていないものがあつた。</p> <p>2 督促状の発行に当たり、発行事務が神奈川県財務規則に定められた期限内に行われていないものがあつた。また、督促状の指定期限が、同規則</p>	<p>1 指導事項のうち児童保護措置費自己負担金等の調定については、毎月月末に納付期限を設定していたが、調定を毎月10日前後に行っていたため、神奈川県財務規則の定めにある納付期限を逸脱してしまつたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、収入事務年間予定表を作成し事務執行に努めることとした。</p> <p>2 督促状の発行については、実務上督促</p>

<p>の規定どおりに設定されていないものがあった。</p>	<p>期限を翌月末に設定するようにしていたが、起案日を適切に管理していなかったため、神奈川県財務規則の定めを逸脱してしまったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図るとともに、収入事務年間予定表を作成し事務執行に努めることとした。</p>
-------------------------------	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県厚木児童相談所
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 14 日（平成 23 年 2 月 17 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、児童福祉費負担金等の徴収に当たり、神奈川県財務規則に定める期限内に督促状を発行していなかった。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講師等の謝礼金に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあった。 (2) 非常勤職員報酬を定められた期日までに支払っていないものがあった。また、非常勤職員報酬を同月で重複して執行しているものがあり、重複分の取消しをせずに、誤りを発見した時点の当月分の報酬として充当しているものがあった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、督促状の発行に係る進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、年間予定表を作成し、複数の職員による進行管理を徹底することによって、適切な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履行確認後 3 月を超えた支払については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、複数の職員による進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 非常勤職員報酬の支払遅延等については、支払事務の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、適正な支払事務手続について周知徹底するとともに、進行管理表を作成し複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県北地域児童相談所
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 25 日（平成 23 年 2 月 14 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、一般廃棄物処理料の二重払いによる過払金返納の調定に当たり、誤払いではない支出命令を対象としたため、調定すべき金額に誤りが生じ、差額分を改めて調定していた。このことにより、過払金の最終的な収入が遅延していた。 2 支出事務において、本雑誌類ほか処分代等の支払に当たり、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 見積書と異なる金額の請求書により支払っていた。 (2) 見積書に記載のない経費について支払手続がなされていたため、本来の支払と併せて二重払いとなっていた。 (3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の支払の時期を超えて支払っていた。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、調定における基本的な確認及び所内の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、調定内容の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 見積書と異なる金額の支払については、支出事務における基本的な確認及び所内の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、見積書と請求書の照合等を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 見積書に記載のない経費の支払については、支出事務における基本的な確認及び所内の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (3) 法定支払時期からの遅れについては、財務関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名

神奈川県立中里学園

- 2 監査実施日
平成 23 年 3 月 15 日（平成 23 年 1 月 18 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、契約書に定められた対価の支払の期限や、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律に定められた対価の支払の期限を超えて支払っているものがあつた。	指導事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表等による複数職員での確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立おおいそ学園
- 2 監査実施日
平成 23 年 5 月 30 日（平成 23 年 4 月 12 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 物品管理事務において、電話設備の無償譲渡を受けるに当たり、取得に係る事務手続を誤っていた。	指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であつたことによるものであり、速やかに備品台帳等関係帳票の修正を行った。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立ひばりが丘学園
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 8 日（平成 23 年 1 月 17 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 収入事務において、知的障害者支援	指導事項については、神奈川県財務規則

<p>費に係る入所者負担金の収入に当たり、神奈川県財務規則に定める督促状を発行していなかった。</p>	<p>の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図り、適正な執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立保健福祉大学
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 4 日（平成 23 年 4 月 6 日及び 7 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、情報ネットワーク用機器の再リース契約に当たり、支出負担行為を遡って行っていた。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講師謝礼金 2 件、5,500 円を過大に支払っていた。 (2) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定めた対価の支払の期限を超えて支払っているものがあった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行については、適正な会計事務処理に対する認識及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則にのっとり予算の執行を徹底するとともに、契約一覧表の活用など、複数の職員による進行管理を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講師謝礼金の過大な支払いについては、講師謝礼基準に対する理解及び複数の職員による確認が不十分であったことによるものであり、過大分については、平成 23 年 4 月 18 日に戻入手続を行った。 今後は、このようなことがないように、講師謝礼基準の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を一層強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 支払の遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表を作成し、複数の職員による進行管理を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立保健福祉大学
- 2 監査実施日
平成 23 年 9 月 15 日（平成 23 年 9 月 1 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 12 月 16 日（神奈川県公報定期第 2338 号）神奈川県監査委員公表第 21 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、講師謝金の支払に履行後 3 月を超えているものがあった。</p>	<p>指導事項については、進行管理及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理体制の強化を図り、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
商工労働局企画調整部
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 29 日（平成 23 年 6 月 9 日及び 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(経理課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正当な理由なく、補助金交付決定通知書に定められた交付期日後に支払っているものがあった。 2 清掃業務に係る履行確認が不十分であったにもかかわらず、代金を支払っているものがあった。 	<p>指導事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付期日後に補助金を支払っていたことについては、補助金交付事務に係る進行管理及び職員の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を徹底させるとともに、補助金の交付は補助金交付決定に基づいて行うという原則を各担当者が改めて認識し、適正な事務執行に努めることとした。 2 履行確認が不十分なまま代金を支払っていたことについては、関係規定についての理解及び履行確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図るとともに、各清掃業務の実施予定日等を業務報告書に

	記載させ、新たに作成した清掃作業確認書に基づき現場にいる職員が履行確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--

- 1 監査実施箇所名
商工労働局産業部
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 29 日（平成 23 年 6 月 13 日から 15 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>支出事務において、正当な理由なく、補助金交付決定通知書に定められた交付期日後に支払っているものがあった。 (産業立地課)</p>	<p>指導事項については、補助金交付に係る支出事務の進行管理及び職員の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を徹底させるとともに、補助金の交付は補助金交付決定に基づいて行うという原則を各担当者が改めて認識し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
商工労働局労働部
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 29 日（平成 23 年 6 月 16 日、17 日及び 20 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(雇用対策課)</p> <p>(1) 収入事務において、普通財産貸付料収入の調定に当たり、契約書に定めた期限に遅れて納入通知書を送付していた。</p> <p>(2) 契約事務において、清掃業務請負契約に係る履行確認が不十分であった。</p>	<p>1 指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 収入事務については、関係課間における連携及び調定事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、組織再編等に伴い生じる引継事務について、引継ぎ漏れがないか確認するとともに、関係課間の連絡・連携を密にし、進行管理を徹底することにより、</p>

<p>2 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 (産業人材課)</p> <p>(1) 予算の執行において、歳出予算執行依頼票を作成・提出することなく雑誌の購入等を行っていた。</p> <p>(2) 収入事務において、普通財産貸付料収入の調定に当たり、雇用対策課への事務の引き継ぎが遅延し、契約書に定めた期限に遅れて納入通知書を送付依頼していた。</p>	<p>適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約事務については、履行確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たに清掃作業確認書を作成し、本課及び駐在所の職員による履行確認体制を確立することにより、再発防止を図ることとした。</p> <p>2 指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 予算の執行については、神奈川県財務規則の理解及び組織的な業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 収入事務については、神奈川県県有財産規則の理解、部内関係課の連携及び業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の理解の向上を図るとともに、組織再編等に伴い生じる引継事務について、引継ぎ漏れがないか確認するとともに、部内関係課の連携を密にし、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県産業技術センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 6 月 13 日（平成 23 年 3 月 24 日及び 25 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、創業期・製品化支援モデル事業の実施に当たり、ビジネスプラン作成支援委託の契約締結を支出負担行為前に行っていた。</p> <p>2 支出事務において、構内監視用録</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則の理解が不足していたため、支出負担行為決裁後に契約を締結するという認識が不十分であったことによるものである。</p>

<p>画装置の交換に当たり、当該装置を見積合せをしたうえ、備品購入費により購入すべきところ、一者随意契約により修理代として支出していた。</p> <p>3 契約事務において、三次元測定システムの点検及び移設に係る委託に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により契約書への明記が求められている「契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期」が記載されていなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、関係法令の理解及び契約書の記載内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数職員による契約内容の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立産業技術短期大学校
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 8 日（平成 22 年 12 月 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p>	<p>指導事項については、当該物品が現存しないことが確認されたため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守や複数の職員による確認を徹底するとともに、備品管理事務の手引等に基づく適切な管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立産業技術短期大学校人材育成支援センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 8 日（平成 22 年 12 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表

平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、委託訓練の契約に当たり、契約締結時に支出負担行為を行っていないものや、契約を締結しないまま受講生の募集を行っているものがあった。また、最少実施人数に満たない場合に、委託訓練を中止する旨、契約上明確に規定せずに訓練を中止していた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則等関係規定の理解及び業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、委託訓練の契約事務に当たり、契約締結前の支出負担行為及び募集開始前の契約締結を徹底し、最少実施人数に満たない場合に訓練中止が可能となる条項を契約書に追加するとともに、関係規定の理解の向上を図り、複数職員による業務の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立東部総合職業技術校
- 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 21 日（平成 23 年 4 月 20 日及び 21 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、委託契約に基づく書類を受領していないものがあった。また、作業報告書の提出が期限を超えているものがあった。</p>	<p>指導事項については、契約内容の理解が不足していたこと、業務の進行管理及び履行確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約の内容及び仕様を正確に把握するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川障害者職業能力開発校
- 2 監査実施日
平成 23 年 3 月 15 日（平成 23 年 1 月 31 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 予算の執行において、職業訓練時間講師の雇用伺及び謝礼金の支出負担行為を訓練開始日後に行っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、時間講師雇用事務の進行管理及び適正な会計事務処理の認識が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による事務の確認体制を強化するとともに、財務関係規程にのっとりた執行を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
 県土整備局道路部
 - 2 監査実施日
 平成23年8月2日（平成23年6月13日及び14日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
 平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、重要物品である映写フィルムの廃棄に当たり、備品出納簿等に記載していなかつた。（道路整備課）</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であつたため、廃棄処分を行った際に、必要な帳票への記載をするという認識がなかつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、再発防止に向けて、規則及び備品管理事務の手引等に基づく手順を遵守し、適切な備品管理の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
 神奈川県平塚土木事務所
 - 2 監査実施日
 平成23年4月18日（平成23年3月2日から4日まで職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
 平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であつた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p>

<p>1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 年度末に多額の切手を購入したが、購入額以上の額の切手を次年度に繰り越していた。</p> <p>(2) 椅子の購入に当たり、支出負担行為を納品後に行っていた。また、取り消した支出負担行為に係る帳票を保管していなかった。</p> <p>2 収入事務において、大磯港の駐車場利用料の徴収に当たり、発生した過徴収分等のうち、遺失物法に基づき取り扱うべき性質の現金について、同法に基づく手続を経ずに県の収入としているものがあった。</p> <p>3 支出事務において、電話回線工事の執行に当たり、見積書を徴していなかった。また、支出負担行為として整理する時期も不適切であった。</p>	<p>1 予算の執行については、次のとおりである。</p> <p>(1) 年度末に多額の切手を購入し次年度に繰り越していたことについては、会計年度所属の原則に抵触すること等、会計事務処理の認識が不足していたことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、計画的な予算の執行を徹底し、会計事務の基本にのっとり、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 納品後に支出負担行為を行っていたこと及び取り消した支出負担行為に係る帳票を保管していなかったことについては、関係規定に対する認識の不足によるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底し、神奈川県財務規則等に基づき、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、大磯港の施設使用料等徴収事務受託者が徴収した過徴収分について、その発生原因の確認を行わなかったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、受託者に対し、遺失物法に基づき取り扱うべき現金について、同法に基づき速やかに処理させるとともに、受託業務について定期的の実態調査を行うことなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 支出事務については、関係規定に対する認識不足があったこと及び職員相互の点検がなかったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数職員による相互の確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県藤沢土木事務所
- 2 監査実施日
平成23年3月17日（平成23年2月14日から16日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものがあった。 2 物品管理事務において、重要物品である自動券売機及びビデオプロジェクトターの廃棄に当たり、備品出納簿等に記載していなかった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務については、関係法令の理解及び業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の趣旨の徹底を図るとともに、複数の職員が日常的に支出未済を確認し、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、平成 22 年度に不用決定を行った際、備品出納簿等への記載が漏れてしまったことによるものであり、平成 23 年 1 月 13 日付け会指 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守や複数の職員による確認を徹底するとともに、備品管理事務の手引等に基づく適切な管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
---	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県厚木土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 7 月 16 日（平成 22 年 5 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 10 日（神奈川県公報定期第 2199 号）神奈川県監査委員公表第 9 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不適正経理問題に関する全庁調査の際に取得したと報告された備品の所在が確認できなかった。 2 予算の執行において、物品の購入にかかる支出負担行為を納品後に行っているものがあった。 3 契約事務において、次のとおり事務処理が不適切であった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品の購入に当たり、会計局長通知(平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号)に反し、3 月に契約を締結していた。 (2) 物品の購入に当たり、一者から 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不適正経理により取得した備品の所在が確認できなかったことについては、物品の管理が適切に行われていなかったことによるものであり、調査の結果、該当備品が発見されたため、取得手続を行った。 今後は、このようなことがないように、財務関係法令の遵守を徹底するとともに、備品管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 予算の執行については、神奈川県財務規則に関する理解及び適正な会計事務処理に対する認識が不十分であったことに

のみ見積書を徴し、同月内に複数回に分けて随意契約を締結しているものがあつた。

(3) 洗米器(産業廃棄物)の廃棄に当たり、収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可のない業者に処分させていた。

(4) 物品使用貸借契約に当たり、その原因となる福利厚生事業運営委託契約の契約期間を超えて契約を締結していた。

(5) 物品使用貸借契約に当たり、貸付物品の更新に伴う変更契約の締結時期が不適切であつた。

4 物品管理事務において、次のとおり事務処理が不適切であつた。

(1) 物品管理事務において、備品の所在が確認できないもの、数量が一致していないものがあつた。

(2) 神奈川県財務規則に定められた物品貸付簿に借受者の押印がされていなかった。

よるものである。

今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則等の周知徹底を図るとともに、適正な事務執行体制の強化に努めることとした。

3 契約事務については、次のとおりである。

(1) 3月における契約締結については、購入予定物品の把握及び進行管理が不十分であつたことによるものである。

今後は、このようなことがないように、会計局通知の遵守を徹底するとともに、物品の在庫数及び必要数の把握に努め、計画的な購入を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 複数回に分けた随意契約の締結については、所内の複数課から同様の物品購入依頼が相次いであり、その都度購入契約を行った結果、短期間に複数回の随意契約となつてしまつたものである。

今後は、このようなことがないように、所内の物品購入依頼方法を改善し、所内の購入希望を集約したうえで計画的な購入契約を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 許可のない業者による処分については、廃棄物処理に関する関係法令等を十分に確認しなかつたことによるものである。

今後は、このようなことがないように、関係法令等の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 契約期間を超えた契約締結については、契約手続の確認が不十分であつたことによるものである。

今後は、このようなことがないように、契約事務における審査体制を強化し、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 締結時期が不適切な変更契約については、適時に契約締結をする認識及び進行管理が不十分であつたことによるものである。

今後は、このようなことがないように、適時に契約締結するよう周知を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

4 物品管理事務については、次のとおりである。

(1) 備品の所在が確認できないものがあ

	<p>ったこと等については、管理体制が不十分であったことによるものであり、調査の結果、当該備品が現存しないことが確認されたため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続等を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の遵守を徹底するとともに、備品管理体制を強化し、備品管理の原則にのっとり、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 物品貸付簿における押印漏れについては、所内の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県厚木土木事務所東部センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 1 月 27 日（平成 22 年 12 月 9 日、10 日及び 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、財団法人神奈川県都市整備技術センターに対する執務スペースの賃貸に当たり、光熱水費等の収入調定を行っていなかった。 2 財産管理事務において、財団法人神奈川県都市整備技術センターとの賃貸借契約の締結が遅れていた。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、光熱水費等の算定に当たり、行政財産の目的外使用許可取扱要領を準用したが、同要領の理解不足から徴収不要と誤認したことによるものである。 <p>平成 23 年度分は建物貸付契約の見直しを行い、4 月から徴収している。また、平成 22 年度分については相手方と調整のうえ、別途徴収済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、同要領の光熱水費等算定基準の適切な準用を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> 2 財産管理事務については、平成 22 年度当初に企業庁所有建物に所属が移転した際に、随伴して財団法人神奈川県都市整備技術センターも移転したが、土地・建物の賃貸借契約等で関係機関との調整に

時間を要したことによるものである。
 今後は、このようなことがないように、
 適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県松田土木事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 25 日（平成 23 年 1 月 5 日から 7 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、神奈川県財務規則に定める督促状を発行していないものがあった。また、督促状の発行に当たり、発行が遅れているもの及び指定期限を誤って定めているものがあった。 2 契約事務において、検査日に合わせて委託完成届を提出させるなど、不適切な処理が行われているものがあった。 3 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当の支給に当たり、非常勤職員の雇用等に関する要綱に定められた方法によらずに支給しているものがあり、支給月及び支給額に誤りがあった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、神奈川県財務規則の規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、適正な検査及び関係規定についての認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、検査の意義を踏まえ、関係規定の順守を徹底するとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 庶務事務については、要綱等についての理解や複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、当該手当の計算事務について、給与事務センターに事務を依頼し、当事務所で確認のうえ支給することとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県横浜川崎治水事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 21 日（平成 22 年 12 月 16 日及び 17 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものがあった。</p> <p>(2) 電話回線工事2件の執行に当たり、見積書を徴しておらず、また、支出負担行為として整理する時期も不適切であった。</p> <p>(3) 自動車等借上料など9件に履行確認後3月を超えて支払っているものがあった。</p> <p>2 契約事務において、平成22年2月2日付け会指第82号会計局長通知に反して、物品購入契約を締結しているものがあった。また、これらのうち住宅地図等の購入について、見積合せを実施すべきところ一者からのみ見積書を徴して随意契約を締結していた。</p> <p>3 県立公園の指定管理に関する協定書に基づき指定管理者に貸し付けている庁用自動車について、神奈川県庁用自動車等運営管理要綱などで定められた庁舎管理課長への報告等が行われなかったため、県職員が運転することのない自動車に対して、県費で任意保険が付保され不要な保険料が支払われていた。</p>	<p>1 支出事務については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものについては、関係法令の認識が足りなかったこと、職員相互の点検がなかったこと及び業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員相互による点検体制に万全を期すとともに、業務の進行管理の徹底を図ることにより、適正な業務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 見積書を徴することなく、また、支出負担行為として整理する時期が不適切であったことについては、関係規定に対する理解不足があったこと及び職員相互の点検がなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、職員相互による点検体制を強化することにより、適正な業務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 自動車等借上料などの支払の遅延については、職員相互の点検がなかったこと及び業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員相互による点検体制に万全を期すとともに、業務の進行管理の徹底を図ることにより、適正な業務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、会計局長通知の周知が不十分であったこと及び関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計局長通知の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 指定管理者に貸し付けている庁用自動車に係る不要な任意保険料については、関係規定に対する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の確認を徹底することにより、適切な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県横浜川崎治水事務所
- 2 監査実施日
平成 23 年 9 月 12 日（平成 23 年 8 月 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 12 月 16 日（神奈川県公報定期第 2338 号）神奈川県監査委員公表第 21 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 予算の執行において、工事代に係る支出負担行為を履行確認後に行っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、支出負担行為に係る適正な会計事務処理に対する認識及び進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則にのつとつた適正な会計事務処理の徹底に努めるとともに、複数の職員による点検や相互の進行管理を強化することにより、適正な事務執行を図っていくこととした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター
- 2 監査実施日
平成 23 年 2 月 21 日（平成 22 年 12 月 20 日及び 21 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 7 月 29 日（神奈川県公報号外第 51 号）神奈川県監査委員公表第 14 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、遊水地等維持管理工事維持管理業務委託に係る完了報告に当たり、施工月が違ふ業務報告書に同一写真が複数使用されており、適正な履行確認をしていなかった。</p>	<p>指導事項については、履行確認に対する認識不足や点検体制の不備によるものである。 誤つた写真の貼付については、直ちに是正させるとともに、施行業者に対して再発防止を指導した。 今後は、このようなことがないよう、履行確認の意義を再認識するとともに、複数の職員による履行確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県流域下水道整備事務所
 - 2 監査実施日
平成 23 年 1 月 26 日（平成 22 年 12 月 2 日及び 3 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p>	<p>指導事項については、当該備品が現存しないことが確認され、その経緯も明らかでなかったため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知に基づき返納及び払出しの手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
企業局総務部
 - 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 20 日（平成 23 年 5 月 12 日から 25 日までのうち 10 日間職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、配水池警備委託費に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあった。(会計課)</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員による相互の確認を行い、進行管理を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県企業庁平塚水道営業所
 - 2 監査実施日
平成 23 年 4 月 13 日（平成 23 年 2 月 24 日及び 25 日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、電気料の納付が口座振替予定日より遅れたため、口座振替割引の適用が取り消されているものがあった。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、支払手続の点検表を作成し、複数の職員による確認及び進行管理を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
- 2 監査実施日
平成22年11月26日（平成22年10月18日から21日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成23年3月15日（神奈川県公報号外第6号）神奈川県監査委員公表第3号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、次のとおり事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現金の出納を行っているにもかかわらず、法人の財務規程施行規則に規定した現金領収書を発行していなかった。 また、同規則に規定した現金出納簿も作成していなかった。 2 利用料金に係る未収金に対し、法人作成の要領に基づく取扱いをしていないものがあった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務のうち、現金領収書を発行していなかったこと及び現金出納簿を作成していなかったことについては、法人の財務規程施行規則を熟知していなかったことによるものである。 今後は、財務規程施行規則に定められた現金取扱員を事務分担表に明記し、責任の所在を明らかにし、適切な現金領収書の発行を行うとともに、現金出納簿を作成し、事務局企画財務課が定期的に確認を行い、事務の適正な執行に努めることとした。 2 利用料金に係る未収金に対し、要領に基づく取扱いをしていないものがあったことについては、要領に対する認識が不足していたことによるものである。 病院では、事実上の督促は行っていたが、要領に基づく督促状は発行していなかったため、指摘後直ちに未収金対象者全員に督促状を発行した。 今後も未収金取扱要領に基づき適切な事務を行うよう徹底することとした。 また、福祉施設では、事務局企画財務

	<p>課が、四半期毎に督促状・催告状の発行状況及び未収金整理票をチェックし、要領どおりに適切に事務執行しているかの確認を徹底するとともに、病院に適用の未収金取扱要領を新たに福祉施設にも適用することとし、これに基づき未収金整理票を作成するよう改善した。</p> <p>県は、今後の適切な事務処理の徹底について指導した。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
社会福祉法人かながわ共同会
- 2 監査実施日
平成 22 年 11 月 15 日（平成 22 年 10 月 5 日から 7 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 3 月 15 日（神奈川県公報号外第 6 号）神奈川県監査委員公表第 3 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 収入事務において、現金の出納を行っているにもかかわらず、法人の経理規程に規定した現金出納帳を作成していなかった。</p>	<p>指導事項については、法人の経理規程を熟知していなかったことによるものである。 職員調査後速やかに、法人の経理規程に基づく現金出納帳を作成し、事務の適正な執行に努めることとした。 県は、今後の適切な事務処理の徹底について指導した。</p>

- 1 監査実施箇所名
社団法人神奈川県土地建物保全協会
- 2 監査実施日
平成 21 年 11 月 24 日（平成 21 年 10 月 6 日から 8 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 3 月 5 日（神奈川県公報号外第 5 号）神奈川県監査委員公表第 1 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 支出事務において、緊急修繕工事の履行確認に不適切なものがあつた。</p>	<p>指導事項については、緊急修繕の施工に伴い作成する修繕伝票の確認が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認を一層徹底するなど、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県住宅供給公社
- 2 監査実施日
平成 22 年 11 月 8 日（平成 22 年 10 月 4 日から 6 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 3 月 15 日（神奈川県公報号外第 6 号）神奈川県監査委員公表第 3 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事の執行事務において、契約を進めるに当たり、工事請負契約約款及び法人の財務規程に反し、不適切な処理が行われていた。2 庶務事務において、職員の通勤手当の支給に当たり、法人の職員給与規程施行細則に定めのない支給をしているものがあった。	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事の執行事務については、工事請負契約約款等の内容を十分精査しなかったこと及び契約履行に関する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、特記仕様書等を改定するとともに、契約手続に当たり契約内容の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。2 庶務事務については、月の途中における職員の採用の取扱いを月初における採用と同様であると誤認し、通常の通勤手当と同様に支給したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員給与規程及び同施行細則を改定するとともに、同規程等の遵守を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。